

平成 30 年 12 月 11 日  
東京電力ホールディングス株式会社

原子力社内カンパニー化等の組織改編に伴う特定原子力施設に係る  
実施計画及び原子炉施設保安規定変更認可申請の今後の取扱いについて

## 1. 経緯

当社は、原子力事業に係る組織（福島第一廃炉推進カンパニーを除く。）を社内カンパニー化した「ニュークリアパワー・カンパニー」の設置に係る特定原子力施設に係る実施計画及び原子炉施設保安規定（以下、「保安規定等」という。）変更認可について、平成 30 年 11 月 20 日に申請いたしました。（福島第一原子力発電所：廃炉発官 30 第 238 号，福島第二原子力発電所：原管発官 30 第 143 号，柏崎刈羽原子力発電所：原管発官 30 第 144 号）

平成 30 年 11 月 29 日，平成 30 年 12 月 6 日の審査会合では，主な論点として，①社長の責任の所在，②福島第一廃炉推進カンパニーとの関係，③2017 年 8 月 25 日に原子力規制委員会に提出した文書（以下，「7 項目に対する回答」という。）との関連性が抽出されました。当社は，それら論点を踏まえて申請の内容及び今後の取扱いを検討する旨を表明いたしました。

## 2. 社内カンパニー化の目的及び審査会合における論点

### （1）社内カンパニー化の目的

社内カンパニー化により，以下の目的が達成されるため，引き続き社内カンパニー化は重要であると考えております。

- ① 安全性・安心の向上
- ② 地元本位な体制構築
- ③ 部門間の縦割りの打破
- ④ 原子力部門の自律性の向上
- ⑤ 意思決定の高度化・迅速化

### （2）審査会合における論点

- ① 社内カンパニー化に伴い，社長の責任の所在が変更されないことや，社長が原子力安全に対しより強い責任を果たすことができる体制及び仕組みとなっているか
- ② 社内カンパニー化に伴い，福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進め，福島第一廃炉推進カンパニーとの連携を一層強化する体制及び仕組みとなっているか

③ ①及び②を実現するための体制及び仕組みであることが、7項目に対する回答との関連性を含め、保安規定等へ明確化されているか

3. 本申請の今後の取扱いについて

当社は、社内カンパニー化等に係る組織改編について、審査会合での論点を踏まえ、より良い社内カンパニーを実現するために、今後、社内で幅広い検討を行い、改めて保安規定等変更認可申請をさせていただくことと判断いたしました。

また、今回の福島第二原子力発電所の申請においては、社内カンパニー化等の組織改編とは異なる案件として「周辺監視区域境界付近の空気中の粒子状放射性物質濃度の測定場所変更」を合わせて申請しております。これは空間放射性粒子濃度測定装置を仮設設備から本設設備に本復旧し、設備面から安全性を向上させるものであるため、当該案件のみの申請となるよう補正いたします。

福島復興と福島第一原子力発電所の廃炉の貫徹は、当社存続の意義であり、終わりなき原子力の安全性向上と両立しながら責任をもって取り組む社内カンパニーとなるよう検討いたします。

以上